

議案第 7 5 号

企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 9 月 2 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和 2 8 年 3 月条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「第 2 8 条の 5 第 1 項」を「第 2 2 条の 4 第 1 項」に改める。

第 5 条第 1 号中「「交通機関等」を「この号及び第 3 号において「交通機関等」に、「以下「運賃等」を「第 3 号において「運賃等」に改め、同条第 2 号中「「自動車等」を「この号及び次号において「自動車等」に改める。

第 1 2 条中「その者」を「当該職員」に改める。

第 1 8 条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第 2 8 条の 4 第 1 項、第 2 8 条の 5 第 1 項又は第 2 8 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項」を「第 2 2 条の 4 第 1 項」に改める。

附則に次の 1 項を加える。

- 6 当分の間、職員（地方公務員法第 2 2 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員並びに地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 6 3 号）附則第 4 条第 1 項及び第 2 項に規定する常時勤務を要する職を占める職員を除く。）が 6 0 歳に達した日後の最初の 4 月 1 日以後における当該職員の給料は、管理者が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 6 3 号。以下「一部改正法」という。）附則第 6 条第 1 項又は第 2 項の規定により採用された者は、一部改正法による改正後の地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 2 条の 4 第 1 項の規定により採用された職員とみなす。
- 3 この条例による改正後の企業職員の給与の種類及び基準を定める条例第 1 8 条の規定は、一部改正法附則第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により採用された職員について準用する。

提案理由

地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年の引上げ等に関する所要の改正を行うについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。